

平成29年第3回定例会

# 清里町議会会議録

平成29年 6月16日 開会

平成29年 6月16日 閉会

清里町議会

平成29年第3回清里町議会定例会会議録（6月16日）

平成29年第3回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	伊藤 忠之	6番	勝又 武司
2番	堀川 哲男	7番	加藤 健次
3番	河口 高	8番	村島 健二
4番	前中 康男	9番	田中 誠
5番	池下 昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

1番	伊藤 忠之	6番	勝又 武司
2番	堀川 哲男	7番	加藤 健次
3番	河口 高	8番	村島 健二
4番	前中 康男	9番	田中 誠
5番	池下 昇		

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	櫛 引 政 明
教 育 委 員 長	石 井 幸 二
代 表 監 査 委 員	篠 田 恵 介
農 業 委 員 会 長	森 本 宏
選 挙 管 理 委 員 長	工 藤 特 雄
副 町 長	宇 野 充
総 務 課 長	伊 藤 浩 幸
企 画 政 策 課 長	本 松 昭 仁
町 民 課 長	河 合 雄 司

保健福祉課長	藺部充
保健福祉課参与	長野徹也
産業建設課長	藤代弘輝
焼酎醸造所長	清水俊行
出納室長	熊谷雄二
教育長	岸本幸雄
生涯学習課長	原田賢一
監査委員事務局長	溝口富男
農業委員会事務局長	藤代弘輝
選挙管理委員会事務局長	伊藤浩幸

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	溝口富男
主査	寺岡輝美

9. 本会議の案件は次のとおりである。

報告第 1号	平成28年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
同意第16号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
一般質問	(2名 2件)
議案第28号	清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第29号	清里町ケアハウス条例の制定
議案第30号	平成29年度清里町一般会計補正予算(第1号)
議案第31号	平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第32号	二十一号橋補修工事請負契約の締結について
議案第33号	清掃センター長寿命化改修工事(焼却施設)請負契約の締結について
意見案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と30人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保拡充と就学保障に向けた意見書について
意見案第3号	平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
発議第 1号	議員の派遣について

開会 午前9時30分

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。

ただいまから、平成29年第3回清里町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 前中康男君、5番 池下昇君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 池下昇君。

○5番（池下昇君）

議会運営委員長報告。本定例会の会期は、一般質問、各会計補正予算など提案件数、議案の内容から判断して、本日1日間とすることが適当と思われます。

以上が議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告どおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」）との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

○事務局長（溝口富男君）

議長諸般の報告4点について御報告申し上げます。

大きな1点目議員の派遣状況及び会議行事等の出席報告についてであります。

（1）オホーツク町村議会議長会第5回定期総会について、5月16日置戸町において開催さ

れ、議長が出席しております。平成28年度決算認定等について原案のとおり可決承認されております。(2) オホーツク圏活性化期成会平成29年度定期総会について、5月29日、網走市において開催され議長が出席しております。決算認定及び事業計画等について原案のとおり可決承認されております。(3) 平成29年度町村議長副議長研修会について、5月31日東京都で開催され議長が参加しております。記載の内容の講演2件が行われ研鑽を深めたところです。

2ページになります。(4) 北海道町村議会議長会第68回定期総会について。6月13日、札幌市で開催され議長が出席しております。議事の内容は会務報告及び各議長会からの提出議案14件が提出され、それぞれ原案のとおり可決承認され、その後記載の内容にて講演が行われております。

3ページになります。その他の会議行事等について、記載の会議行事に議長はじめ各議員が出席しております。

大きな2点目。常任委員会及び議会運営委員会等の開催状況について、(1) 総務文教常任委員会から4ページ、(4) 議会広報特別委員会まで記載の期日案件で会議が開催されておりますのでご報告申し上げます。

大きな3点目。例月現金出納検査の結果について。平成29年5月分について、5ページから6ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

大きな4点目。平成29年第3回清里町議会定例会説明員等の報告について、7ページのとおりとなっております。以上で報告を終わります。

## ○議長（田中誠君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

### ●日程第4 町長一般行政報告

## ○議長（田中誠君）

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

## ○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告について申し上げたいと存じます。

まず大きな1の主要事業報告についてであります。1点目のJR問題にかかわるオホーツク圏活性化期成会釧網本線部会の経過についてでございますが、第6回までの経過につきましては既に3月の定例議会及び5月の臨時議会において報告をいたしておりますので、今般記載の第7回以降の経過について御報告を申し上げます。第7回は5月の13日に開催がされておまして、管内選出の代議士で自民党JR北海道対策プロジェクトチームの事務局長でもございます武部新衆議院議員を招いての意見交換会が行われております。また5月の18日には、釧路地方総合開発促進期成会の釧網線部会との意見交換会が開催され、釧路地方及びオホーツク地方における各部会の開催経過と釧網線は残すべき路線であるとの確認と存続に向けた具体的な方策を検討するため継続した意見交換会の開催について意見が交換されております。翌5月の19日に今までの勉強会や意見交換会の経過等を踏まえ、5月29日開催のオホーツク圏活性化期成会通常総会の中間報告に向けた意見の取りまとめが行われたところでございます。

次に2点目の会計検査院第4局農林水産検査第2課の実地検査についてでございます。5月の

18日、オホーツク総合振興局総合庁舎において鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び農道の維持管理事業に実地検査が行われております。指摘事項もなく終了いたしましたところでございます。

次に3点目のオホーツク圏活性化期成会定期総会の結果についてでございます。5月の29日網走市の網走セントラルホテルで開催がされておりまして、記載の付議案件について審議がされたものでございます。報告認定事項といたしまして、①から③の平成28年度事業報告、決算認定、財政調整基金の決算認定につきましては報告認定がされたところであります。また議案の①から③の平成29年度の事業計画、予算及び町村負担金の3議案につきましても原案どおり可決承認をいただいたものでございます。④及び⑤の会長及び役員を選出につきましては、現会長の辻北見市長と全役員の再任並びに専門委員会委員及び⑥の事務局長の任命につきましても原案どおり可決承認がなされたものでございます。

なおJR北海道問題につきましては、石北本線及び釧網本線の両部会により、それぞれ中間報告が行われております。両路線の存続に向けた基本的事項につきましては、活性化期成会において取り組むこと、また各路線における所要の事項につきましては各部会において取り組むことが確認をされたところでございます。なお釧網本線部会の中間報告の内容でございますが、まず基本方針としては、釧網線は次世代に残すべき社会資本であること。JRと早期に協議を開始すべきこと。この2点を確認しておりまして、今後の検討テーマと進め方につきましても釧路側の釧網線部会との合同部会の設置、あわせて具体的事項の検討などについて方向性を確認したものでございます。

次に2ページになります。4点目の株式会社セブンイレブンジャパンとの協定書の締結についてであります。去る6月6日清里町と株式会社セブンイレブンジャパンとにおきまして地域の見守り活動に関する協定と災害時の物資供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定の2つの協定書を締結いたしております。地域見守り活動に関する協定では、高齢者を含むすべての住民の方を対象とした見守り協定でありまして、普段と異なる事態に対して見守り連絡をいただくことにより、生活の安全安心が今まで以上に確保できるものと期待をしているものでございます。また災害時の物資供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定につきましては、大規模災害時における食糧及び災害物資などの供給体制が確保され、緊急事態の初期対応が円滑にできるものと期待をしております。

次に5点目の阿寒国立公園の名称変更及び公園区域の拡張を含む公園計画の変更についてでございます。兼ねてより要請をいたしておりました阿寒国立公園の名称を阿寒摩周国立公園の区域に神の子池周辺を編入する公園計画の変更につきまして、6月13日開催の環境省中央環境審議会により答申がされまして、8月を目途に正式に告示変更されることが決定いたしましたのでここに報告を申し上げます。今後は裏摩周及び神の子池周辺の環境保全整備と魅力の発信に努め、観光客の入れ込みを図ってまいります。

次に、大きな2の主要事業の執行状況についてであります。

1点目の農作物生育状況について、別紙によりご説明を申し上げますので最後のページの4ページをお開きいただきたいと思います。6月15日現在の農作物生育状況についてであります。農業改良普及センターより報告をいただきましたのでここに御説明を申し上げます。まず、気象の推移と特異的な事項について申し上げます。今年は雪解けが早く、また春耕期が比較的好天に恵まれたことにより、播種作業も順調に進み気温も高めに推移したことから各作物ともに生育も早めに進んでおりました。しかし5月下旬から6月上旬にかけての日照不足低温降雨により、全

体に生育が緩慢となっているとのことをごさいます。しかし現時点では主要作物におきまして、平年よりやや進んでいる状況とのことをごさいます。それでは作物ごとに生育状況を御報告申し上げます。秋蒔き小麦きたほなみにつきましては、草丈、莖数ともに平年より上回っております。出穂ぞろいで4日早くとなっております。6月1日時点では5月の好天により生育が6日ほど進んでおりましたが、その後の低温により生育が緩慢になっているとのことをごさいます。春まき小麦春よ恋につきましては、草丈、葉数、莖数ともに平年を上回っております。止葉期でありまして1日早くとなっております。本件につきましても生育が6月1日時点では4日進んでおりましたが、その後の低温によりましてほぼ平年並みになっているということをごさいます。馬鈴薯こなふぶきであります。莖長、莖数ともに平年より上回っておりまして生育の遅速で3日早くとなっております。またてん菜、パプリカにつきましては、草丈、葉数ともに平年を上回っております。生育の遅速で4日早くとなっております。大豆とよみづきであります。莖長、莖数ともに平年を下回っております。生育の遅速では出芽揃いでありまして、マイナス1日となっております。6月の低温により出芽に時間を要しているためということをごさいます。出芽率については極めて良好ということをごさいます。小豆きたろまんにつきましても莖長が平年を下回っておりまして、生育の遅速では出芽期でありましてマイナス1日となっております。小豆につきましても低温の影響ということであります。サイレージ用とうもろこしにつきましては、草丈は平年を上回っておりますが、葉数は平年並みでございまして生育の遅速では出芽ぞろい期でプラスマイナスゼロということであります。牧草のチモシー1番草につきましては草丈が平年を上回っておりまして出穂はじめて2日早く、生育は概ね平年並みとのことをごさいます。なお記載にはございせんが、タマネギ、長芋等につきましても生育は比較的順調とのことをごさいます。以上、農作物の生育状況について御報告を申し上げます。

次に2点目の議決工事の進捗状況についてであります。2ページにお戻りをいただきたいと思ひます。平成29年度の6月15日現在における工事の進捗状況であります。ケアハウス建設工事、建築主体、機械設備、電気設備につきましては、記載の工期工事内容により実施されておりました。現在は各工事ともに架設工事中でございます。また建物の杭打ち工事が進捗中でありまして、それぞれの進捗割合は記載のとおりとなっております。

次に大きな3の主な会議行事等の報告についてであります。

春のごみゼロ運動についてであります。5月13日に実施がされております。この運動につきましては、まちづくり運動推進協議会との共催で毎年実施をさせていただいているものでありまして、本年も自治会をはじめ各職域、職場、団体等から159人の参加をいただき記載の道路周辺におきまして、ごみ拾い清掃作業が行われたものでございます。参加をいただきました皆さんには改めて御礼を申し上げます。

次に3ページの札幌清里会第40回記念総会祝賀会についてでございます。5月の20日札幌市三河屋会館で行われております。清里町からは田中町議会議長、川筋商工会会長、渡辺観光協会会長、熊谷清里町農協専務そして私と事務局2名の計7名。さらに東京清里会からは湯浅副会長が参加をされております。また札幌清里会よりは中村会長以下50名が出席をされ、盛会に開催がされたところでございます。今総会は第40回の節目の総会でありましたので、札幌清里会の長年にわたるふるさとへの宣伝PR活動に対するご貢献と会の運営に対するご尽力に対しまして、町の表彰規定に基づき奨励表彰の贈呈をさせていただいたところでございます。なお、総会及び祝賀会におきましては、町と議会からは町政の報告と各関係機関からはそれぞれの団体等の

活動状況、情報等の提供が行われ盛会のうちに終了をいたしましたものでございます。

次に清里消防団春季消防演習についてであります。5月の21日生涯学習センター駐車場及び市街一円で開催がされております。斜里警察署長はじめ町内外より34名の来賓の方々の御臨席を賜り本部及び各分団団員69名の参加により小隊訓練、ポンプ操法、模擬火災訓練、分列行進などすべての演習が所定どおりに行われ、終了をいたしましたものでございます。特に今年につきましては北海道消防操法訓練大会へオホーツク管内の代表として清里消防団が参加をすることになってございますので、これら出場団員による模擬演習が披露されております。大会本番での活躍を期待するものでございます。なお当日は、清里中学校、清里高等学校の吹奏楽部の皆さんにも御協力をいただきました。御礼を申し上げます。

次に第29回緑のフェスティバルについてであります。5月の28日緑駅前広場で開催がされております。当日は天候にも恵まれまして緑自治会をはじめ多くの関係機関団体の皆さんのご協力をいただき、緑小学校の子どもたちによるクマゲラ太鼓、オープニングにキャラクターショー、丸太ころがし選手権の他、飲食コーナーや特産品の展示販売など各種の出店をいただき約1千500人のご来場のもと盛会のうちに無事終了いたしましたところでございます。

次に第52回北海道消防協会オホーツク地方支部斜里分会合同演習についてであります。斜里地区消防組合小清水消防団の当番のもとに、5月の28日、小清水町町民多目的運動場並びに市街一円で開催がされております。武部新衆議院議員、高橋文明北海道議会議員、オホーツク総合振興局長、斜里警察署長他25名のご来賓の方々のご臨席を賜り、小隊訓練の他記載の一連の訓練が実施されたものでございまして、日常的な消防活動の充実と指揮命令の統率等による消防団としての総合演習が実施されたものでございます。なお、当日は斜里地区消防組合構成の消防団員129人の出動であります。清里消防団からは26名が出動いたしましたところでございます。

次に町営牧場の入牧についてでございます。去る5月の31日、江南牧場におきまして今年度の入牧が開始されております。酪農家及び畜産農家5戸から乳牛41頭、和牛20頭、計61頭が入牧されてございます。

以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

#### ○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。池下昇君。

#### ○5番（池下昇君）

ちょっと一つだけお伺いしたいと思うんですが、この1番のJR問題オホーツク活性化期成会釧網本線部会の経過についてということで説明があったんですが、これを見ますとわずか本当に短い期間の中で、7回・8回・9回目という会議を設けておるんですが、活性化期成会をこういうふうな日程でやることはすごく良いと思いますが、いつ頃を目途にJRに対して期日を設けていくのか。結果というものを求めていくのか。活性化期成会の中で話し合った上で、それをJRの方に答えを求めていくという姿勢はいつ頃出そうと思っているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○議長（田中誠君）

町長、榎引政明君。



**○町長（櫛引政明君）**

ただいまの御質問であります。JRといつ、どういう協議に入っていくのかということでありますが、まず前段にこの釧路地方とオホーツク地方をまたがる釧網線の関係につきましても、釧路側との合同部会の設置が前提になってございます。まだこの合同部会は発足をいたしておりません。この7月に2回目の釧路地方との意見交換会を予定しておりますので、その中で合同部会の発足について当然協議がされるというふうに思っておりますので、協議を受けた以降にJR側とは協議に入っていくと。当然合同部会が出来たからすぐということではなくて合同部会として何をどういう形で進めていくかという共通認識を経た上での話になってまいりますし、当然それらの作業を進めていくには、今の予定されている合同部会は首長と行政機関の長という形になりますので、実際的な作業何を具体的にどういう項目でということになりますと、さらに作業部会を設けていかなければならぬというふうに考えておりますから、それに向けた方策をとった上で協議に入っていくということになるかというふうに思っております。いずれにしても、この今の国がJRに対して支援している方策、これが平成31年度に制度が切れますので、それを切れてしまった以降に今段階で全く対応がありませんので、それに間に合うような形が最も好ましいとは我々も考えておりますが、これはその時々の方で進めていかなきゃならぬことかなというふうにも思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

池下昇君。

**○5番（池下昇君）**

今後の部会の発足によって当然変わってくるのかなというふうには思うのですが、JRというのは民間企業でありまして年間国から7千億～8千億というお金が注入されているわけですが、それでも赤字になって道内支線を切っていくという考えをJRの方も打ち出しております。この釧網線も今後どういふふうになるか全く解らないという状況でありますけども、これはすぐという話じゃありませんけども、数年かかるのかなというふうには思うのですが、今後どういふふうな状況になるか全く先が見えないんですけども、こういう質問を町長にして良いものかどうなのかって考えてはいたんですが、もし最終的に釧網線が例えば釧路から弟子屈まで、網走から斜里までとかそういうふうな切れ方をする可能性がないとも限らないわけです。そういった時に清里町も高齢化がどんどんどんどん札幌、緑は特に高齢化が進んでおりますので、こういうふうな最悪の事態になった時に今の段階で町長に聞くのは大変私も心苦しいんですが、もしそういうふうになった時にどういふふうを考えておられるのか、具体的にはなかなか難しいとは思いますが、大きな対案の中で答えられる部分に関して答えられるものであればちょっと答えていただきたいというふうに思います。

**○議長（田中誠君）**

町長。

○町長（櫛引政明君）

後ほどの一般質問との兼ね合いで少し被ってきているところがあったものですから、申し訳ありません。基本的に先ほどありましたようにJR北海道民間の企業ということではありますが、株式そのものは全部国が今持っているという状況にもありますので、やはり国の責任も当然その中では運営に対して出てくるだろうというふうには思っておりますが、状況としてはなかなか厳しいというのは現状通りだというふうには思っております。今後どのような形になっていくか、これはこれからの話でありますから、そういう時期を捉えながらまた協議をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げますというふうに思います。

○議長（田中誠君）

他。ありませんか。無ければこれで質疑を終わります。これで町長一般行政報告を終わります。

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

1、主な会議行事等の報告であります。1点目ことぶき大学入学式開講式について、5月12日来賓、大学役員並びに講師の方の出席のもとプラネットにて開催され、総長であります町長挨拶、来賓祝辞の後、新入生5名の紹介が行われました。今年度は学生総数61名により来年3月までのことぶき大学がスタートいたしました。

2点目、第40回斜里岳ロードレース大会実行委員会について、5月29日に本年第1回目の実行委員会が開催されました。実行委員長には体育協会会長福田一成氏が選出され、実行委員として体育協会、陸上競技協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団協議会、商工会、観光協会、交通安全指導委員会、女性会議、青年団、建設業協会、教頭会と町内多くの団体の御協力をいただき開催されることとなっております。本年は第40回の記念大会であり、ゲストランナーとして清里町ふるさと大使であります岡崎朋美さんと筋肉芸人のなかやまきんにくんのお二人をお迎えし、9月17日日曜日午前10時スタートで開始の予定であります。町内外から多数の参加をお待ちしております。

次に大きな2、教育委員会の開催状況であります。第4回教育委員会が6月6日開催され、記載のとおり各種委員の委嘱3件について、それぞれ決定されております。

以上申し上げます教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これで教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 報告第1号

○議長(田中誠君)

日程第6 報告第1号 平成28年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長(本松昭仁君)

ただ今上程されました、報告第1号 平成28年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治施行令第146条第2項の定めにより議会への報告を行うものでございます。

次のページをお開きください。今回繰越を行ったのは、2款総務費、2項総務管理費、社会保障税番号制度事務事業、3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、9款教育費、1項教育総務費、教職員住宅整備事業の3事業であり、総体金額につきましては6千892万9千円であり、翌年度繰越額につきましては3千729万4千円でございます。未収入特定財源につきましては3千576万9千円であり、うち国庫支出金が1千876万9千円、町債が1千700万円となっております。一般財源につきましては152万5千円となっております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 平成28年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

●日程第7 同意第16号

○議長(田中誠君)

日程第7 同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長、櫛引政明君。

○町長(櫛引政明君)

ただ今上程されました、同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります湯浅守雄氏は、この6月21日をもって任期満了となりますので、引き続き選任をいたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。地方税法第423条第3項につきましては、固定資産評価審査委員会の委員は、町税の納税義務がある者、または固定資産の評価について、学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て、町長が選任するとする規定でございます。湯浅守雄氏は上斜里584番地にお住まいで満49歳の方でございます。次のページに履歴等が記載されておりますのでご参照いただきたいと思います。なお、任期につきましては平成29年6月22日から平成32年6月21日までの3年間でございます。湯浅守雄氏の選任につきまして満場でのご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により、討論を省略します。

○議長（田中誠君）

これから同意第16号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

●日程第8 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第8 一般質問を行います。順次発言を許します。河口高君。

○3番（河口高君）

それでは、町長の方に伺います。地域交通網の構築について伺わせて頂きます。

まずこの町の人口減少が進む中、高齢化も進み、最近高齢者の事故が多く報道され、やはり他人事でないという声が多くなっており、将来に不安を持っている方、既にもう免許を返納されている方が日増しに多くなっています。高齢者が不便と感じる条件として200mあるいは500mを超えると非常に不便という統計が出ております。清里を取り巻く環境はどうなんだろうと思ったときに、清里一円、町の人口集積を見たときに周辺を歩きますと、清里は周囲大体5キロで人口集積が納まっている状態。非常にそういう面ではコンパクトな町になるんだろうと。その中で200mあるいは500m以上歩かなきゃならない、商店街まで出なきゃならないという方の数というのは、ある程度限られてくるのかなとは思っております。そういう面では

清里町に住んでいる部分には非常に便利なコンパクトな町だと私は思っておりますが、歳をとってきた時に中心商店街まで歩くまでに500m超えるところもかなりあります。この現実に関町交通網がどのようになっているのかということ、公共交通としてはJRがあります。そしてバスがありますってなっていますが、実際は通学バスの時間帯であります。JRの存続問題もある中、地域内の移動は大変やはり重要な課題だと思っております。この交通手段、交通移動、商店街との行き来、そして病院あるいはイベントの参加など交通手段のない町民は大変不便を感じている方も多くなってきております。

今後ますます高齢化が進んでいく中での地域交通の取り組み、これはまさしく町長が掲げている「この町に住んで良かった」ということへの取り組みの1つだと私は思っております。この地域内交通をどのようにどういう形で進んでいくかということについて、まず第1点伺いたしたいと思います。

あと先ほど行政報告の中で、JRの今後についてということについても、将来この地域交通はまさしくJRとどういうふうに連携をとるか、非常に大事な部分になると思いますので、あわせて答弁をお願いいたします。

#### ○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいまの河口議員の御質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

地域公共交通の構築についての1点目の交通手段のない住民のための交通政策について、その考え方とどのようにいつ進めるのかという関係でございます。御案内のように自動車の運転に不安を感じる高齢者の皆さんが、交通事故から自分そして他人を守るために運転免許証を返納する動きが全国的にも広がってきております。清里町でも、ここ数年で数10名の方が自主返納をされていると同っているところでございます。町としてはこういうような状況を受けながら、自動車の運転に不安を感じる高齢者の皆さんが自家用車に依存しなくても生活ができるための移動手段の確保、そしてそれらに対する支援施策を講ずることは急速に高齢化が進む中で大きな課題となっているものと認識をしているものでございます。つきましてはこれら対策については実態とタイミングを計りながら、今後十分に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

またどのようにいつ進めるのかということでございますが、先ほどもありました釧網本線の存続問題を含め、さらに町民の皆さんの各交通手段の利用実態の現況や交通事業者の意向も踏まえ、そしてまた社会的な課題であります人口の減少、さらには高齢化の進展などの状況の把握を的確に捉えていく中で時期のタイミングを計り進めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に御質問の2点目でございます。JR問題についてその方向性と考え方でございます。基本的にJRのこの問題については、活性化期成会の部会の中でそれぞれ作業を進めているところでございます。その作業部会の中間報告の中にもこれらとあわせた地域交通体系の計画の策定が打ち出されておりますので、全体のJRを含めた広域的な部分については、そうした対応の中で方向性を見出ししていきたいというふうに考えているところでございますので御理解をいただきたい

というふうに思います。

なおそれぞれの具体的な部分としての地域のさらに細かい部分で公共交通網のあり方につきましても十分に今後検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。以上申し上げ答弁といたします。

#### ○議長（田中誠君）

河口高君。

#### ○3番（河口高君）

今答弁いただいた中については、12月にJR問題等含めまして答弁いただいている内容と全く同じ回答であります。

私はなぜ再度この問題を取り上げたのかと言いますと、地域交通というのはつくり上げるために数年あるいはかなりの日数がかかる。頑張っ理解を得て進めても、最短で2年はかかるんですね。2年以上かかる事業をこれから考えます。この地域の交通網はそれから先あと何年という話になります。私たちは、交通が明日走らなきゃならん、あるいは今年度中に走らなきゃならん。2年かかるって現実の中で、実際町民がどういう交通体系を要望しているのか。いろんな条件の中の現実を統計とらなければ何もならない。ただ交通の形をつくれれば良いという問題でなくて、あくまでも住民が必要とする中で、要するに清里町のモビリティをどうつくるのかということが非常に大事な部分なんだと思います。今回この再質問させていただいたのは、今どういう形でやるか、方法論としていろんな形が出てくるんだと思います。ただし議論をするにあたって、非常に大事な情報を得る。あるいは今すぐと言いながら、どのぐらいかかるのかという年数を考えた時に、将来どうしてもこの地域の中に最低こういう交通網をつくりたい。意向だけを真っ先に行政長が思ってくれないと先に1歩も進まないんであります。

ですから、何とかこの交通網として、清里町は地域支援の交通網はどんな形が良いのかということについて、しっかりともう一歩踏み出していただきたい。私はいつどういうふうにするのか、あくまでも住民がどういう形の交通が欲しいんだということが非常に大事な部分になります。行政がこういう交通をあてがえました、どうぞ使ってくださいでは済まないんです。我々は責任を持って交通をどうやって使っていくかを住民ともに考えていかなきゃいけないことだと思っております。

この生活支援交通、今言われている清里のモビリティをどういうふうにつくっていくのかということについてはいろんな考えがありますが、清里町のコンパクトなところ、それと緑、札弦、新栄、上斜里、江南、この距離を考えたときに清里でどんな交通が考えられるかと。やはりデマンド型、ドアtoドアをどういうふうにつくっていくのかということなんだろうと思います。決して大きい車は全く必要ない、ただし使う方が便利でどういう交通が便利なのかということは、事業者も当然必要ですし、行政、町民ともに協働で担う議論をまず一歩進めなきゃならない。一歩進めなきゃならないということはもう既に始まらないとあつという間に2年。これをどうやって形づくるかっていうためには、やはりそういう情報を収集する時間が必要になってきます。もう一度この一歩を踏み出せることが出来るのかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります地域公共交通網の形成計画の関係であります。

本件については、平成26年地域公共交通の活性化に関する法律が改正になりまして、その中で地域の交通網の構築の課題が出されております。これの背景となっているのが、やはり人口減少、少子高齢化との関係で交通事業者が維持できなくなってきたというようなことを踏まえた中で、今後の体系をどうしていくんだという部分で議論された部分でございます。その中において、計画を策定するにあたっては地方自治体や事業者や利用者が一体となって進めるべきであるというふうに示されておりますので、当然そういうような方向性を持ちながら策定に入っていかなければならないというふうに考えているわけでありまして。

ただし現状の中では26年に法改正以前のやつもありますから、事業者に対する支援方策をどう打つべきかの材料としての計画の策定であったわけですが、今回はそうではなくて自主的にどう考えていくかという部分の法改正であったということ踏まえながらやっていかなければならないというふうに考えているわけでありまして。

まだ現状として全国でも数件しかまだ計画が樹立されておられませんし、北海道も1けた以下、片手にまだ入っていない状況でありますから、市町村とも動向を見極め、内容を見極めて最中ではないかなというふうに思っているところであります。

そうした中で清里町における公共交通網の関係であります。1つはJRの釧網線が3市街そして釧路、網走と続いております。そしてもう1つは路線バス、これは緑線がスクールバスとの兼ね合いの中で運行されております。そしてもう1つはスクールバス、上斜里、向陽、江南方面それから小清水清里間、高校生の乗る分を含めたスクールバス、そして一般事業者が行っておりますハイヤー事業等が清里の中でありまして、誰でもこれを利用できるようにスクールバスについても一般市民の同乗も許可されておりますので乗っていくことができるという体制になっております。

ただしこれらの公共交通網については、実施される運行本数が決まっております、時間も特定に決まっております。それから停まる場所も決まっておりますから極めて使いたいときにすぐ使うという自由度はかなり低いだろうというふうに思っております。そんなことから、大半の方々はそれぞれの自家用車で交通の確保をされているというのが実態ではないかなというふうに思いますし、特にJRが調べた清里で通学以外で乗られている方々の人数からいっても極めて少ないというのも実態ではないかなというふうに思います。

こうした実態を考えていけば、その具体論としての展開を考えた方が早いのかなというようなこともございます。先ほど、お話がありましたようにこの計画かなり急ぐと2年で通常のペースでいくと3年位かかると言われておりますから、3年間の時間とお金といろんなものを考えていったときに我が町独自のコンパクトな部分での施策のあり方をこの交通網体系というの、いろんな部分での制約があつていろんな調査をしなければいけないことになっておりますから、それとは別な考え方でどうしたら住民の皆さんの足を維持確保することができる、またそのための支援施策はどうなんだという、そういうコンパクトなものに置きかえて実施ができればというふうにも考えておりますので、これらについてもご理解を賜りたいというふうに思います。

また先ほどありましたデマンド方式というのはまさに場所と時間を選ばない電話をかけて使いたい時間にみんなでシェアすることになりますけども、来ていただいて目的地まで運んでもらう、極端に言えばハイヤー・タクシーと同じ役割を形態を変えてやるという形でありますので、そういうような方策についても、果たしてこの地域でやっていくことができるか、事業者がしっかりと確保できるかどうかも見極めていかなければならないというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

今答弁のありました交通手段、現実にはそれぞれの車の移動がほとんどだという、これが現実であります。私の望むところは、この車が今後非常に高齢化とともに不便になるんだと。むしろ車に頼らない交通網をどうやってつくるのかということについてお尋ねしているわけですけども、その中で言われました交通、バスについても私もいろいろ乗ってみました。これは本当に普通の生活あるいは買い物に使える時間帯であるのかというと全くそれは使えない。これはもう現実であります。特に前回12月の時にも出していただきましたけども緑線については、1年間乗車率0が現実の話なんです。江南他についても多少人数はありますけども、やっと2桁になるぐらいの人数しか使われておりません。ここに2千400万かかっているわけですけども、あくまでも通学バスという観点から、それはもうやむを得ないことなんだろうと思いますが、いかに住民がそれを上手く使えるかということについては、やはり時間の制約はありますから、これ以上途中に路線ダイヤを増やす以外には使えないだろうとっております。

答弁の中にありました活性化法については何度か改正されて26年以降、大きな部分では市町村といった部分から道が入ってくるようになったんですね。道もこの中に支援していくっていう形をとられてきました。27年の中で基本的にこの活性化再生法の中の目的という中、ここに一番大事な部分があるんだと基本理念に基づいて地方公共団体は基本理念に則り交通に対し、適切な役割分担を踏まえ、自然経済そして施策を策定し及び実施する責務を要する。そしてこの目的の中ではやはり住民の日常生活あるいは社会生活の確保、活力ある都市活動の実現に向けて促進することが重要なんだと。これは活性化法の中で何度も改定しながら住民の足をしっかりと捉えてくださいということが書かれております。特に9条の中で交通に関し経済的、社会的諸条件に応じた施策を制作し、そして先ほどありましたように2年以上かかる訳ですから、やはり出来るまでどんな交通が必要なのかと言うのに、町長十分理解されているんです。ですから今やらないと、3年先のことを今一歩踏み出さないと、これは1年先、2年先にいったらさらにまだ先の話になるんです。いま一歩進めることが大事。これがもう非常に大事なことで、何とか一歩進める工夫をしていただきたいというのが私の切実なお願いになります。

いつ、どこにといいながらもこういう言い方非常に合わないのかもしれませんが、要するにこの町の自己完結できる部分はやはりかなり難しい、生活、我々住民が生活物資の中でも充てんされてない品目はかなりあります。医療についても緊急医療はやはり近隣市町にゆだねる部分もかなり多くあります。

こういう町の中でやはり移動手段である交通というのは非常に大事なことで私は思ってお



ります。近隣との接続。人々が出会い、どうやってコミュニケーションをとるのか、人は町の中に集まってこないとコミュニケーションがとれていかないだろうと思っていますので、商店街を含めた交通のあり方というのを今一步進めないと、先に不便を被る人がどんどん累乗的に増えていくこととなりますので、ぜひ一歩踏んでいただけるということを早急にやっていただきたい。この交通について、もう一度答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま御質問いただきましたように地域交通網の確保というのは極めて大切な課題であるというふうな認識はしっかりしているところでございます。ただ状況的に先ほど一番最初にありましたように清里は極めてコンパクトな町づくりがされておりまして、そういう中において鉄道もあり、時間帯が難しいと言いながら路線バスもある、スクールバスもある、ハイヤー事業者もいるという中で何とか今までクリアをしてきたという状況であります。

ただここへきて人口が減ってきているというのも実態でありますから、事業者が極めて厳しい状況に陥っていく可能性があるというふうに思っておりますし、最も代表的なのがJRであります。そういうようなこともありますから、それらの部分をどう地域と住民の方がなにかんだ言っても用意しても乗ってもらわなければならないわけで、いつか乗るぞ、あった方が必要だぞというやつはほとんど理解ができない形になってまいりますから、そこら辺をどれだけ地域の住民の皆さんが真に活用していただける体系はきちっと組むことが出来るのか、せつかく時間と労力とお金をかけてつくったものが、ただつくっただけで終わらないようにしていくための構築をするということから始めないとだめではないかなと私は思っております。

そんなことから先ほどちょっと申し上げましたように、国で言っている方式というのはものすごい時間と労力がかかりますので、我が町に合うコンパクトな施策としての取り組みの仕方を考えなければなというふうに思っているところでございまして、決して時間がかかるからまたお金がかかるから、地域交通云々の法律に基づくやつは、うちは一切関係ないんだということではなくて、うちに合う樹立の方法を検討させていただければなというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

今答弁いただいたことは全く私も同感であります。どんな形にしてもどうやって使っていくのかということが非常に大事な部分ですから、果たしてこの町にどうやって活かすかというためには、町民からの議論が大事な部分なんです。ただし町がどう議論されても知りませんよではない、将来こういう町というか、この清里町の生活支援のためのモビリティをどうつくります、こういう交通をつくりたい、みんな議論して欲しい。この一言で町長始まるんです。一歩が始まる。皆さん議論してくださいってということから始まるんですね。そしてここからどういう形をつくっ

ていくのかであります。

ですから、そのための地域交通、要するに清里のモビリティはこうですよと、全国に発信できる、コンパクトだからできる交通網というのは必ずあるんだと思います。車はありますけども、わざわざ出してこなくても、この値段でさっさと行って来て戻りましょうといったときに、上手く使える交通、これは住民の知恵とアイデアを踏まえた中で、どんな形があるかということをもまずは情報とともに住民とともに考えなきゃいけない。将来は清里のモビリティはこうやってつくりたい、地域の交通網をつくっていきたいんだよという町長の発信一言が一步踏み出しなんです。そこからどういう形になるかというのはそれからなので、一步踏み込みますということをぜひ検討していただきたいと思っております。

それと先ほどのJRの問題になりますが、この地域交通が構築できなくてJRの存在はあり得ないんです。JRの一番の欠点は何かということとこの駅に行かないとこの交通に乗れないんで、まさしく我々はいつでも自由に運べる車を選んだんです。交通手段としてこれはいつでもどこにでも行ける交通手段を選んだんで、鉄道はどうだったのか、その駅に行かなきゃいけない、決まった時間に行かなきゃいけない。これでは不便だからだんだん車を使うようになったわけです。

強いてこの乗らないJRを存続しますよってということの意義については、私は問題があるのかなと思っております。いろんな形で報道されています、社会資本として残していきたい。社会資本ってどうなんですか、これだけ経営が無理ですって言われたところに税金を投入していくわけです。この税金を投入していくことが、社会資本なんでしょうか。これはちょっと違うんだろうと思います。

私もいろんなシンポジウム関係はすべて行っているつもりでおります。すべて存続の意向であります。どこの会場もほとんどが存続です。あれば良いという議論で、どういうふうに残すか、その利活用についての方法という議論はほとんど無いです。

しかも道路財源があるんじゃないかなとか、人の懐と言いますか、人の財源をあてにして存続していくような声が当たり前前に報道もされていますし、出ています。これは全く違うことなんだろうと。いずれにしても、JRの存続については、私どもの町の中がJRをどうやって上手く使うかという地域交通があって、初めて利活用になってくるんだろうと思いますので、JRの問題については、まだまだいろんな方向性があると思いますけども、まずその地域交通とJRとのリンクについて町長の考え方を伺います。

#### ○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただ今の御質問でございます。まず1点目の地域公共交通のあり方についての議論であります。基本的には先ほどから申し上げておりますように国で示した公共交通網形成計画は、時間と労力が大変膨大なものを要しますので、それとは違う清里らしい部分としてのコンパクトなあり方についての取りまとめを考えていきたいなというふうに思っております。そんな中で当然そういう形で進めていくなれば地域住民の皆さんや具体的な事業者にも当然入っていただきながら、この地域としてどうするんだというまとめをしていかなければならんというふうに考えております。

すので、これらについての対応を今後いつからするんだということについては、これから内部的にもじっくりと考えていきたいと思っていますが、いつまでも放置することなくタイミングを見ながら計ってきたいというふうに考えております。

それからJRとのその交通体系の考え方でございます。JRだけでなくやはり公共交通ということになれば、当然路線バスもそうですが路線が決まり、停まる場所も決まるということになってまいります。ただし公共交通の最もJRの場合は、町外にもそれぞれこのアクセスを使って利用していくことができるというのが最も便利なところでございます。

そんなことを踏まえて、これらをどう活用していくかということになっていくわけですが、当然駅まで行って駅からの交通網をどうするかと。これが今度コンパクト地域の計画にどうそれを反映させていくかということになってくるんだらうというふうに思います。その中で今回のJRの部会においても、この公共交通網の形成計画をあわせて、広域的な角度から取り組んだ中にJRだとか路線バスだとか地域のハイヤーだとかタクシーだとか公共的な事業者をどうそこに参画をしていただけるかと、そういう計画を策定していきたいということで、今課題取り組みの中に盛り込まれておりますので、それらを尊重しながら進めていきたいなというふうに考えているところであります。以上です。

#### ○議長（田中誠君）

河口高君。

#### ○3番（河口高君）

私が今、一番主張したいのは駅って動くかしたい場所があります。当然乗る方はそこに来なきゃいけない、降りた方は目的地にどうやって行くか。この降りた時の2次交通、航空機なんかを入れたら3次交通になりますか。この部分ができなくて存続って話にはならないということなんです。

今そこにJRが存続します。存続は先で地域交通は考えていきますでは順番が違うんです。地方こそ地域交通をしっかりと構築し、その中でJRをどう使っていくかということは大変重要な部分になっていく。やっぱり地域交通については、その時期を見て全く僕は論外の話だと。今JRとともに地域交通をまっ先に構築していくんだという、そのために一歩踏み込むということが一番大事、その中でJRをどうやって生かしていくか。

JRについては6月2日のNHKを見られていたと思いますが、この中でやはり6割が乗らない人なんです。6割が使わないと答えているんですね。月に1度だとか週に何回を入れると7割～8割がJRには期待してないというのが数字で出てきているわけですね。この使わない路線をどうして残していくのかっていう中で、よく観光という選択肢をいろんな方が謳われております。そうしたら観光ってどのぐらいこのJRに寄与しているだろうかといった時に、果たしてそれは正確な数字というのはなかなか出てきてないのも現実なんだらうと思いますが、清里は、特に通過型の観光の中でJRを利用した観光というのは全くゼロに等しいんだらうと思います。まさしく駅に降りてもどこへ行くにも交通網がありません。是非このJRを生かす前に地域交通がなければ何もならないという現実だけは踏まえてJRの問題を取り組んでいただきたいんです。

JRの中で先日貴重な意見がありました。御紹介しますと「現状維持は衰退の道と心得なさい。」というのが1つあります。理論と納得がなければ支援はやっぱり不可能ですよということで、

これは住民が残してほしいという気持ちが何より重要なんですということなんです。廃線ありきも存続ありきもダメ。必要なのは地元のニーズにあった交通ネットワークの再構築なんですよ。これが最後に一番大事な部分だと言われている。

ですから今先ほどからずっと声を大きくして言うのは、地域交通に一步踏み込まないとJRの存続というのは順番が違ふんだよということを、ぜひ念頭に置いて、何とかこの辺をどうやってやるかで、非常に1つはこれがすべて進めるにあたりまして行政担当者の熱意で決まるんだよということもひとつ、これは全国いろんな形があるんですけども、行政担当者の熱意で始まることなんですということは、まず首長が一步交通について真剣に捉えていただくかどうか。ここが非常に重要な部分になりますので、このJRの存続の前に地域交通とともに、JRについて検討したいんだという話をもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

先ほど来の話でありますけれども、今回の中間報告の中には、地域交通網の形成計画を踏まえていきますよと。これは残すための手法を一緒になって考えようということで、盛り込まれているところでありますので、これはただしJRを中心とするこの地帯における交通網のあり方をその中で模索するというであります。個別の部分は、町民の方々の足を守るというのはまた次元の違う話で持っていくということ、それは各町村が考えていく話になっております。その中で先ほど申し上げましたように、地域の住民の足だけで我々は考えていかなきゃならん。その時には国でいう交通網の形成計画ではなくて、やはり我が町独自のコンパクトな計画にしていきたいということが、先ほどの答弁でありますのでその辺についてもご理解を賜りたいというふうに思います。

私としては基本的に、この清里に住まれている今住んでいる方々の足を、生活の足をどう確保するかと、これが第1に考えているところでございまして、当然全体的な発展計画の上からいけば産業構想だとか観光だとかいろんな部分がある中には絡んでくるわけではありますが、それは第2次的に考えていかなければならないだろうというふうに思っております。全体として、それらを上手くミックスして、この釧網線がオホーツクから太平洋側に抜けていく、本当に貴重な路線だと思っておりますので、残っていける方策が取れてくれれば最もベターな形になるのかなというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

JRの問題については、非常に難しい綱引きの部分が今後出てくるのかなと思っておりますが、今のまますべて残していきたいという議論は非常に問題が多いんだろと思っております。

その中でどう選択をしていくのかっていった時に、問題になる路線を抱えたこの町の中で、1つにはしっかりと地域交通をつくって、うちの町はこういう交通網であります。JRがなく

ても近隣の交通に繋ぐための交通網をしっかりと持っておりますということでJRとのスタンスがあるべきなのかなと思います。何とか残ってほしいということじゃなくて、その前に私どもが網走まであるいは近隣町までの交通をしっかりと持てる工夫の選択肢を持たないとだめなんだろうと思っておりますので、是非くどうですけれども清里のモビリティをどうするか、町民がこの町の中で暮らしていくためにどういう交通が大事か、この交通が商店街の問題にも大きく作用しますし、この町に住んで良かったことの第1条件の中に交通という非常に大きなウエートが僕はあるんだろうと思います。

人を運ぶだけではない。それこそ商店街の中にどうやって住民の必要なものを届けていくか。この辺を融合しながらの考え方とかいろいろあると思いますので、町民のいろんなアイデアを貰える議論のする場をつくる前の情報収集として、JRも兼ねた交通網をどんなことでつくて欲しいんだという住民の意向を聞く機会を何とかつくていただきたい。これが最後の質問で終わらせていただきます。以上です。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

地域交通網の関係であります。基本的に河口議員が質問をされた内容十分に理解をしながら進めていかなきゃならんというふうに思っておりますし、また当然町民の方々が日常生活に支障を来すということになれば大きな課題になってまいります。買い物だとか、医療だとか実際につかっている部分または名目的な部分もあります。こうしたものも含めて本来の意味でどうあったら良いのかという議論はしっかりとやっていかなきゃならんというふうに考えております。

ご質問にもありましたように住民の声を真摯に聞いた中で、どのような方法でまたどういう形の中でいつ進めるかと、これについては少し勉強させていただかなければ、この場での発言は控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、いずれにしてもこういうタイミングの中で何らかの方策を考えていく時期に来ているということについては、しっかりと認識をさせていただいておりますのでよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

ただJRの関係については中間報告が出されておりますから、全体的な課題の中で、広域公共交通網としてどう生かしていくか。これらについてその議論を待ちたいと思っておりますし、我々もその一員として努力をしてきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

**○議長（田中誠君）**

河口高君。

**○3番（河口高君）**

最後に1点だけお願いして一般質問を終わらせていただきますが、当然地域の中でタクシー券だとかいう、対処療法もありますけれども、この町のモビリティのきちんとした将来を見据えた交通網のことを検討していただきたい。そしてこの地域交通については先ほど答弁ありましたように、コンパクトの町で交通網というのはつくりやすい条件にありますので、ぜひその辺のこと

を踏まえて前に一步進んでいただきたいと思いますので、よろしく願いして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま御質問の地域交通いろんな課題があることは事実だというふうに我々も理解をしていることとございます。特に交通手段のない高齢者の皆さん方の日常の足をどう確保するか、それに対する支援策をどう考えていくかと、これから重要な課題になってくると思っておりますのでそこらへんも踏まえながら大所高所進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

これで、河口高君の質問を終わります。

○議長（田中誠君）

ここで11時まで休憩とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。前中康男君。

○4番（前中康男君）

それでは先に通告しておりますが、公共施設等総合管理計画における学校のあり方として、2点ほど御質問いたします。

まず初めに平成23年3月に閉校した旧新栄小学校・旧江南小学校は、平成28年3月に作成されました清里町公共施設等総合管理計画の中で旧新栄小学校の一部は除却する方向で検討を行うとし、旧江南小学校は十分に利用可能な状態であるため、現在は有効活用に向け広く可能性を探っている状況と記載されています。しかし、今現在閉校の決定された平成22年から7年目を迎えた今、定例会の一般質問でもこの閉校の問題について4度も一般質問がされている中で、いまだに旧新栄小学校・旧江南小学校の取り扱いが決定されていませんが、町長はこの2つの閉校の施設をどのように考えているのか。まず所見をお聞かせください。

次に教育長にですが、緑小学校の閉校が平成30年3月をもって閉校に、そして光岳小学校は平成31年3月をもって閉校することになったわけですが、先ほどの公共施設等総合管理計画の中では学校教育系施設であり、旧新栄小学校・旧江南小学校では行政系施設として位置づけされていますが、今後光岳小学校・緑小学校が閉校を迎えるまでの期間の中で教育長はどのようなカテゴリーの中でこの閉校される2校を考えておられるのか、その方策をお聞かせ願えればと思

います。まず1回目の質問といたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今中議員より御質問がありました、公共施設等総合管理計画における学校の在り方の1点目の閉校の新栄小学校及び江南小学校の今後の方向策についてでございます。

まずこの公共施設等管理計画の関係であります、この計画については平成28年に町で公共施設のあり方について計画策定をさせていただいたものでございます。基本的には財政が厳しくなる中において、これらの財政負担の平準化、そしてまた少子高齢化が進む中での利用の実態等を踏まえた中で、今後における規模の問題、統廃合の問題、またさらには改修や長寿命化に向けた耐用の関係。これらがこの計画の中において示されているところでございます。

そうした中における旧新栄小学校と江南小学校の取り扱いの関係であります、御案内のように行政財産、普通財産となって現在管理がされている状況にあります。御質問のそれぞれの小学校既に23年の3月に閉校をいたしまして6年が経過をしているというところでございます。特に江南小学校におきましては、閉校の時点で地域の小学校跡地利用検討委員会が中心となって利活用を検討させていただきたいということがありましたので、そこに委ねていたわけですが、結果としてなかなか利用方策が見つからないというような中で全体として町の方で良い利活用方法を検討していただきたいということになっておりまして、現在はそういう中で取り進めをさせていただいているところであります。

また新栄小学校においては、統合の時点からも利活用の考え方はないので、町の方で内容について整理をしていただければというような申し出をいただいております。そんな中で、今日を迎えてきたわけです。町の方におきまして平成27年、28年と町内外の関係機関や団体の方に利活用の希望が無いか、また28年には文化やスポーツ団体に対しても広く募集してきたところでありますが、何件かの問い合わせはありましたが、結果としては利活用にするまでには至っていないということでありまして閉校された当時のままで現存しているというのが実態でございます。そういう中で老朽化が少しずつ進んでおりますし、大風が吹いたり、大雨の時には心配な状況にもなってきたというようなことから、もうそろそろ最終的な判断をしなければならぬというふうに私としては考えているところであります。ただしあれだけの施設でありますから一気にというわけにもまいりませんので、まだ数年はかかるかと思いますが、そういう中においても、もしも利活用の可能性が出てくればそちらの方も考えながら並行的に進めていければというようなことでございますので御理解をいただきたいというふうに思います。いずれにしてもいつまでも放置することのないようにしっかり管理をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（田中誠君）

教育長、岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

前中議員の御質問2点目の閉校する緑町小学校及び光岳小学校の校舎の基本的な活用の考え方についてでございます。

両校の閉校につきましては、これまで緑町小学校と光岳小学校におきまして保護者を含む地域の皆様方が地域における学校のあり方についてということで何度も話し合いを重ねてられました。また教育委員会とも協議をしてまいったところでございます。その結果を基に緑町小学校につきましては御承知のとおり平成30年3月末、光岳小学校につきましては平成31年3月3月末をもって閉校し清里小学校に統合することとした次第でございます。

両校の校舎でございますが、緑町小学校につきましては昭和62年に増改築を行っておりまして、光岳小学校につきましても昭和58年に改築を行っております。両校とも既に築30年を経過しているという状況でございます。なお緑町小体育館につきましては、平成21年に耐震化工事を行っておりますし、光岳小学校の特別教室、音楽室と体育館につきましては平成24年耐震化のための改築を行っているところでございます。両校校舎等の今後の利活用につきましては、現段階におきましては教育委員会といたしまして具体的な案というのは持っておりませんけれども、地域の意向、地域での利活用の考え方などをお伺いするとともに教育委員会といたしましても町とも協議をしながら活用方法について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上申し上げまして1回目の答弁とさせていただきます。

#### ○議長（田中誠君）

前中康男君。

#### ○4番（前中康男君）

それではまず閉校された旧新栄そして旧江南の関係で町長の方に再質問になりますけども、公共財として今も管理している実態はわかります。しかし新栄小学校の閉校にあたる段階で地域協議の中でもたびたび出てきた中で、あの学校あるいはその横にある旧上斜里総合センターでしたか。それらも一緒に除却解体して欲しいという声をもとに閉校に至っているのかなと思います。ましてやこの公共施設等総合管理計画にもきっちりと明文化している以上、際限なくある程度の期日を決めた中で粛々とやはり処理することが行政としての責任ではないかなと思っております。

確かに今町長の答弁の中にまだ江南の場合は耐震化も確かにありますけども、地域住民の中で活用するという方向で何年か継続していましたが、やはり電気もない、水道もない、そういうところでどのようにして利活用するのかと。ましてや利活用するとなると、それなりの年間維持に対する利用料なりが行政の立場としてどうしても利用料をいただきたいというような話もあったと聞いております。本当にこれから募集した中で出てくるんでしょうか。僕ははっきり言ってもう新栄小学校に関しては速やかに予算をつけながら解体というか除却ということで処理をする、そしてあの施設全体が更地になった暁には転用なり譲渡なり違う方策があるんでないかなと思っております。その時に地域の住民の声あるいは農家の方々もそういう状況になれば、また違った活用方法で、行政との交渉なり入札になるか僕はわかりませんが、そういう方向性もひとつの考えとして執り行っていただきたいと思っております。新栄小学校は私の考えはそういう形です。江南も同じように、あの施設一帯やはりだんだんたんぼぼが生えてきています。実際ちょっと見ますと公共管理計画の中にあるんですけど、これ維持管理かかっているんですね。新栄の場合は、維持管理費はみていません。しかし新栄小学校の場合は、地域の方々がある程度は管理し



ている実態もあるんですよ。そういった意味でこの公共財としてどう活用するのか。今現状グラウンドの中に茅葺き高床の以前に学校の教材として造ったものがあるんですけど、今壊れているですよ。壊れて転倒している。ましてや茅葺きだしははっきり言って余り良いイメージはありません。そういう姿をつくった子どもたちが見たときに町の管理責任としてどうなんだと、そういうことをしっかりと行政も認識していかなければならないのではないかと思います。そういった意味で、江南小学校も同じようにまた違う形でそういう農業だとか林業、僕はわかりませんがともまた違った方面の利活用の問題もあるんじゃないかな、そういう部分で私の中で閉校の2校の中で新栄小学校は除却で積極的にある程度のタイムスケジュールでやっていただきたい。そして江南小学校もどういう方向でやるのかも改めて時限というか期限を決めた中でやっていただきたい。

なぜかという、これから2年のうちにまた2校閉校の校舎が出てくるんですよ。そうなったときに今2校でさえ7年かかって、また2校になって7年かかる。こんなことやっていたら行政としてこの公共管理維持計画の中にも謳っていますけども、やはりしっかりと床面積の削減なりを謳うのであれば同じようにスピーディーに処理をしていただきたいと思うんですけど、その点について町長改めて答弁をお願いします。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

ただ今御質問をいただきました、江南と新栄小学校の今後の取り扱いの関係であります。先ほども答弁させていただきましたが、今年最後の挑戦をしてみたいというふうに考えております。仮に利活用したいと言う方が現れるかどうかかなり難しいところはあると思いますが、それが無ければそれを最終の判断として次の段階に入りたいというふうに考えております。

今、逆に言えば建物があるから使えないという部分もあるのかもしれませんが。逆に言えば除却、撤去したことによって更地化されますので、更地化されれば違う利活用の方法も考えられるかもしれませんので、そういうような方向で新栄の部分それから江南の部分についてもしっかりと周辺施設の管理を含めながらやっていきたいと思いますが、これらについても今年最終の判断をさせていただきたいというふうに思っております。ただし除却云々と言いましてもかなりの金額もかかわることも事実でありますので、全体的な財政需要とまたそこらへん判断をしながら時期的にはいつまでも放置することのないような形の中での判断をさせていただければというふうに考えているところであります。以上であります。

**○議長（田中誠君）**

前中康男君。

**○4番（前中康男君）**

町長の方からかなり踏み込んだ答弁をいただきました。今除却をする、最終期限を設けて除却をする、それにかかなりの財政的な出動これも重々わかります。これ総務省の関係ですけども学校施設などの公共施設の除却に要する経費が計画に基づいて除却が行われる場合は地方債の対象として認められることになったということがありますけども、これについて今後そういう方向でも

検討されるのかどうか町長答弁をお願いします。

○議長（田中誠君）

町長櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

除却にかかわる事業費の関係でございますが、大きな金額が想定されるということになれば全体的な中から、地方債の活用についても十分に考えていかなければならないというふうに思っております。ただこれらについては将来的な償還の負担の問題が出てまいりますので、地方債の償還比率が余り上がることをないように全体的な対応を考えていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○4番（前中康男君）

閉校の2校に対してある程度の考えが示されたと僕は思っております。多用途の転用という、解体した後でそういう考えもあるんじゃないかということで町長も同じ認識の中で理解いただいたわけですが、そういう時に町内における各事業所と言いますか、農業関連あるいは林業もありましょう、そういった中で土地が仮に除却して更地になったら、いろんな活用方法もやはりしっかりと検討していかなければならないかなと思っておりますので、ひとつの町有財産を野ざらしにしながら、ただ悶々と置いておくのではなくて、更地になればまた違った発展もできるかなと思っておりますので、その辺町長もこれからもしその方向で除却になった暁には、また違った各方面にお力添え、あるいはそういう方向で動いていただきたいと思っておりますけれども、それについてもし可能であればどのようにお考えか、町長の方からご答弁をお願いします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

校舎の部分については、最終的な判断を今年度の最後の調整をもって行っていきたいというふうに思っております。その後の対応については、また改めた角度の中で委員会とも十分相談をさせていただき、町内的に必要な部分があれば、有効活用に向けて活用をお願いしたいというふうに考えておりますし、また当然全体の公共施設配置計画の中で必要なものが出てくれば、そこらへんが適切どころなのかどうかというのは、また別な問題として1つの材料になることも事実でありますから、そういう中での検討も当然加えていかなければならないというふうに思っているところでもございます。今後仮に更地となった場合には、また新たな角度から利用希望を求めているというふうに考えているところでもあります。以上であります。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○4番（前中康男君）

それでは次に緑小学校・光岳小学校に関する部分で教育長に再質問させていただきます。

閉校するにあたって緑小学校・光岳小学校ともに地域住民の方々あるいは有児家庭に対して何度となく説明会を実施されていることも重々理解しています。

ただその中で閉校後のその施設の活用というより地域振興として学校が1つの核であった以上、学校がなくなったという部分でその施設をどう活用するのかというのを教育委員会等々あるいはそういった部分で地域住民にもかなり懇切丁寧に説明をしながら意見を酌み上げるといってしまう動きがありましたけれども、実際緑小学校に関して言えば1年後です。光岳も2年後ですけれども、今現在というか、これからどのような形で学校の利活用の方向性を地域住民あるいはPTAあるいは有児家庭と協議する場を設けていくのか、ちょっとご説明願います。

○議長（田中誠君）

教育長、岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

ただ今前中議員の御質問についてお答えをさせていただきます。両校の閉校にあたりましては緑地域につきましては地域の中で早くから協議がなされ、地域の方から閉校についての要望をいただく中で進めてきたところでございます。地域としても多数にわたって協議がされてきたというふうに聞いております。

また光岳小学校におきましても閉校、今後の学校のあり方につきまして町の方から協議の場を設定し、保護者の皆様また地域自治会とも協議を重ね、平成31年末ということで決定をしてきたところでございます。その中で教育委員会といたしましては昨年の8月に清里町小学校の統合に関する方針ということをお示しし、協議進めてきてまいったところでございますが、その中におきましてもこれまで両小学校につきましては地域の中心的な施設であったという役割を果たしてきたことを配慮いたしまして、統合後の旧校舎及び校地の有効な利活用、利用方法を関係者と協議をしていきますということをお示しをさせていただいたところでございます。

両地域とも先ほども申し上げましたとおり何度となく協議をしていく中、具体的に閉校に向けまして緑地域につきましては既に協賛会も立ち上がっております。光岳小の方も、今後そういった動きになるという中でございます。

これまでその地域の保護者との話し合いの中では、閉校後の利活用について、もし地域としての要望等があれば出していただきたいというお話はさせていただいておりましたけれども、正式に改めて、その今後の利活用についてという場での設定はまだされていないところでございます。その中で、これから今後も両校とも閉校に向けた具体的な協議が教育委員会と数回にわたってされることとなって参りますので、こういった利活用の今後の利活用につきましても地域の方々に投げかけをした中、また教育委員会の中でも町と協議をして検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○4番（前中康男君）

今教育長の答弁の中で、地域住民に投げかけをしていきたいという答弁がありました。これはもうすぐに実施していくという形で捉えてよろしいですか。

○議長（田中誠君）

教育長、岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

すでに協賛会等の立ちあがっているところ、今後立ちあがる場所とありますけども、そういった場での協議また各自治会でのまちづくり懇談会等の場を活用させていただいて地域の保護者なり、また地域の自治会、住民の方々ということでそういった場をこちらの方から提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

前中康男君。

○4番（前中康男君）

時期は確定できませんけども、そういった方向で年度内には執り進めていくという理解で、私は受けとめます。となると地域の人達に例えば諮った時に、地域のコミュニティとしての学校を利活用した取り組みに対しては、地域住民が責任を持って管理することになるかと思えますけども、先ほどの話の中にありますけども江南小学校も地域住民で利活用の方向を何年か探ってはいましたけども、結局7年間これだという利活用の方向は出てはいません。

じゃあ光岳小学校、緑小学校も同じような形で取り進めるとなると、地域住民の協議で閉校後また同じように協議をしたら黙ってそれだけ年数はかかりますよね。この判断、地域住民が地域コミュニティのために使うんだ、そして今までの2校の場合は、維持管理を徴収する方向で動いていたんですよ。じゃあ地域住民が利活用したいので、その部分は行政が全部維持管理はみてくれて言ったら、委員会は、学校として、行政施設として利活用する方向でいくんですか。もう一度今質問なんですけども。

○議長（田中誠君）

教育長、岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

地域の方へのいろいろな考え方、協議ということにあたって前提といたしましては、前例としては江南地域の協議の場があったわけでございますけれども、そういった地域の中での地域振興のために利活用していきたいという地域でのまとまったお考えができた中で、そういった町との協議なりをするというところは可能性としてあろうかと思えます。ただこういった活用

方法なのか、また維持管理をどうするのかというところにつきましては、いろいろなそういう活用方法も想定されますので、そのケースによってどうしていくべきなのかということも、また相談をしていかなければならないというふうに考えておりますので、地域としての活用の方法についての提案を地域からいただきまして、それ以外の活用方法ということになりますと、これまで町全体のこととなってくると思われますので、そのへんは町と協議をしながらということになるかというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（田中誠君）**

前中康男君。

**○4番（前中康男君）**

今の答弁そのものなんですよ。2校閉校するまで、緑が1年、光岳小学校が2年後ですけど、この2年間の間に地域住民との協議を利活用する方法ができるのかできないのかという判断を、ある程度は早めに出さないと閉校後に同じように地域として利活用しますかと言ってしまえば、その2年間プラスになるんですよ。そこはやっぱり今までの2校の閉校のあり方を見た中では、ここは猛省する部分で、しっかりと利活用できないのであれば、行政責任としていろんな部分はありますけども、公共施設等総合管理計画という見直しはいつでもできると思いますけども、公共施設としてしっかりとこの施設は使えますよ。しかし、この施設は将来的にやはり除却。そういう方向である程度見直しができるのであれば入れていかなければならないのかなと思っております。その点について、この公共施設等総合管理計画の中にどうやって流し込みっていうんですか、今の段階は教育委員会ですから、学校施設としての管理責任ですよ。今後は全体の中ですら、その辺について今後教育長がどのように考えるのかちょっとお聞かせ願えればと思うんですけど。

**○議長（田中誠君）**

教育長、岸本幸雄君。

**○教育長（岸本幸雄君）**

前中議員おっしゃってありましたとおり、この判断につきましては、出来得る限り早めにといいうふうにしていきたいと思っておりますけども、この辺を先ほど申し上げました地域の関係、あとどういった活用が最も有効的な活用になるのかということも踏まえまして、しっかりと慎重に検討してまいりたいと、検討にあたりましては当然現在教育施設でございますので、教育委員会内部での活用をまず優先とさせていただいた中で考えてまいりたいと考えておりますが、これにつきましては、いずれは町の財産ということになりますので、町と十分協議をした中で進めさせていただきたい。その中でこの計画の中に織り込むべきということになれば、その時点で変更して計画に入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（田中誠君）**

前中康男君。

#### ○4番（前中康男君）

学校そのものは、学校の施設という形で公共財としては管理しているわけですけども、この閉校ということは清里町のまちづくりの中でもすごいインパクトのあることなんですよ。ということは本町も、あの総合計画の中にいろんな形で計画を練っています。本来であるならば、今言ったように閉校という判断がされた中でマスタープランというか流し込みの中でしっかりと今後総合計画の中に取り上げていかないと除却だとか利活用だとか転用だとかこの町づくりの根幹にあたるものだと僕自身は思っているんですよ。

今までこの地方行政公共財をスクラップするなんてことは今まで考えもつきませんでしたよ。でも今、地方行政が置かれているのは現実そこですよ。そのためにこの公共施設等総合計画を立案してどうやってイニシャルコストあるいはランニングコストを軽減する、そしてどうやって維持するんだ。しかしそういうこともありますけども、もう一つ大切なことは壊すということもあるんですよ。除却ですよ。あるいは選択と集中ではないですけども、施設そのものを集約させる、これはやはり今後の清里町における総合計画の根幹になってくるんじゃないかなと。大変難しい問題ですけども、これはもう進めなければならぬかなという部分なんです。

今教育長に答弁いただきましたけども、これやはり町長にも答弁いただきたい部分なんですけども。この学校という部分で、総合計画の中で統廃合という言葉がありますけども閉校になった公共財産の取り扱いをまちづくり中で今後どう捉えていくのか。その点町長のお考えをお聞かせ願います。

#### ○議長（田中誠君）

教育長、岸本幸雄君。

#### ○教育長（岸本幸雄君）

この公共施設管理計画という中で町が28年3月に策定して進めてきているわけでございますけども、緑町小・光岳小につきましては、ひとつ緑町小について正式に閉校ということで決定をされたのが今年の7月段階でございます、その後光岳の方も議論が進んだ中、今年の3月にそういった決定がされたという中で、今後におきまして利活用方法等含めて必要であれば、この公共施設管理計画の中で、今後の整備方針等を進めていくということになるかというふうに思っています。以上でございます。

#### ○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

#### ○町長（櫛引政明君）

ただいま御質問の行政財産、それと教育財産の取り扱いの関係でございます。基本的には緑町小学校または光岳小学校、今現時点では教育財産としての管理であります、これ学校が閉校されるとなった段階では、通常的には普通財産、行政財産の公共財ということでの管理をしていくことに相成って参りますが、前段ありましたようにこの利活用関係で早いうちから協議をしていただかないと後ろに時間ばかりかかってしまうというのは、今回の実例でもあったわけでありますので、できる限り閉校に向けたいろいろな準備が進められておりますので、その協議を教育

委員会を含めながらやっていただければ非常にありがたいなと。その結果、そこで最もベターな活用方式が出てくれば、それはそういう形の中でいろいろ大所高所検討させていただきたいというふうに思いますし、仮になかったとなれば、次の段階手順を踏んでいかなければならないというふうに考えているところでもございますので、そういう流れの中で進めていければというふうに思っております。

いずれにしても、町が管理運営をしていくなれば公共財または行政財としてどうこれを有効に活用していけるかという観点から判断をしなければならんというふうに考えておりますので、これらを含めて今後検討を加えていきたいというふうに考えているところであります。

**○議長（田中誠君）**

前中康男君。

**○4番（前中康男君）**

町長からの答弁に対して再質問になりますけども、やはり2年といえども貴重な2年の中で、地域住民とのコンセンサスをしっかりとやりながら、ある程度の閉校後の施設の活用方針をまず確定するという手順が踏んだ段階でどう活用するか。

光岳小学校は先ほどの2校、そして今回の2校という部分であれば施設的にはかなりの占有面積があります。グラウンドも広いし、いろんな樹木もあります。そして校舎も2階建てです。こういう校舎が閉校するということ自体、かなりの公共財として有効活用の道はいろんな部分で活用方法が出るのかなと私自身は思っていますけども、ただ地域住民との協議はやはりしっかりと持たないと、どうしてもやらなければならない問題なんですけども、あの施設をどうするんだという答えはこれからだとは思いますが。

私自身としては、光岳小学校の部分は公共財として公共施設としてある程度の方向性の中で活用していくのが一番ベターではないのかな。これは私の考えですから、いろんな意見もありますけど、どういう活用があるのかというのは、今後いろいろな協議を地域住民あるいは行政との対話をしながら進めていかなければならないと思っていますところであります。

ちょっと調べましたら、清里町で閉校した学校、先日所管の委員会でもありましたけども美里小学校、江南錦小学校それから清泉小学校。そしてこれから2校足す2校ということで4校ですけど7校閉校する。こういう言い方はどうなのかわかりませんが、そういう形になりますけども今まで閉校されていた学校のいろんな学校財産としての所蔵品、これはしっかりと今管理されているんでしょうかね。先日、所管委員会の中で郷土資料館を見学したときに2校の部分である程度の貴重な財産はありましたけども。ちょっと調べたら江南錦小学校は昭和41年閉校、清泉小学校は昭和49年閉校、美里小学校が昭和51年閉校となっております。このときにその時々校旗あるいは校章これらはしっかりと行政責任として保存されているんでしょうかね。ちょっと町長に通告はないんですけども。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

まず閉校された学校のそれぞれの備品類の関係の保管状況、これは教育委員会の方でというふうに考えておりますが、その前段の利活用の関係、先ほども申し上げましたように閉校に向けた準備がそれぞれ進められておりますので、その中のひとつの課題として利活用が地域で求められるかどうかをまず早急にできれば閉校されるまでの間に固まってくればという思いをいたしております。

その後は、いずれにしろ閉校になりますと行政財産としての管理になってまいりますので具体的にはその中で、手順を踏みながら進めていくということになっていこうかと思っておりますが、その手順の前に何といってもやはり行政として公共財として使えるか使えないかをまず町が判断をしなければならんと思っております。それが出来ないとした時に初めて公募をする応募をしようという手順になっていって、今回の最終的な判断と同じような判断をどこかですという形になってまいります。余りこれも時間をかけることのないようにやっていきたいというふうに思っております。

ただ1点、今までとちょっと違うのは光岳小学校の関係でございますが、体育館については平成の24年に耐震化工事を入れて要は建てかえをしたという経過がございますので、まだ10年になっておりません。それから緑についても平成21年に耐震の補強をしております。ですから、まだ耐用年数的な部分を含めてすぐどうこうということにはなりません。基本的に10年以内であればいろんな手続き承認をもらわなければただ10年を越えると届出でやれるというのがありますから、そういう時間的タイムログをうまく考えながら対処をしていかなきゃならんというふうにも考えておりますので、これらについては、また具体的な対応の中で相談をさせていただければというふうに考えております。そんな状況下にありますので、ここらへんについてもご理解を賜りたいと思います。

引き続き、今までの閉校した学校の備品器具の関係、教育長の方から答弁します。

**○議長（田中誠君）**

教育長、岸本幸雄君。

**○教育長（岸本幸雄君）**

教育長先ほど各閉校した学校の校旗等の関係でございますけれども、基本的にはそれぞれ閉校をして統合した先の学校の方に移管をして保管をしていくということになっていっているというふうに認識しております。ただ美里、錦、清泉等につきまして改めて学校の方にも確認を取らせていただきたいというふうに考えております。

**○議長（田中誠君）**

はい、前中康男君。

**○4番（前中康男君）**

最後が美里小学校51年、これが先ほどの旧新栄・旧江南にその前の段階の閉校だったんですけども、なぜこういう部分でこういう質疑をしたかと言いますと、たまたま先週小清水町を同じように閉校の跡地利用という形でいろんな活用を小清水町の場合は実施し、今もいろんな部分で



利活用されている実態があります。そんな中でたまたまその旭野小学校に見学に行ったんですけど、そしたら閉校の全ての学校の校章と校歌の大きなフレームと学校の沿革、子どもたちが昔からつくった学校の年表ですよね。これを学校ごとに展示しているんですよ。尚且つ学校の特色をしっかりとそこで展示の手法を取り入れているんです。

清里も清里小学校1校になるんですけども、学校っていうのはやはり清里町の歴史を物語っているものですから、それを粗末にするのはやっぱり子どもたちのためにもそういうものはしっかりと保存し、管理する責任は行政が持っているものじゃないかなと。その時に、これから閉校する部分の中でどうやってそれらのものを収蔵するのか。いろんな品々がありますから。これが展示に不釣り合いな場合もありますけども、でもやはり校歌、校訓、校章は母校としての卒業した本町における、あるいは町内・町外あるいは府県に行った清里の出身の方々にとってみれば原点回帰の1つになると思うんですよ。そういうような活用方法も閉校後の学校の中にどうでしょうかねと言うのが私の単なる論点の部分であるんですけども。現実にはその統合をされた学校にどういふふう収蔵されているんですか。ちょっとお尋ねします。

**○議長（田中誠君）**

教育長、岸本幸雄君。

**○教育長（岸本幸雄君）**

正直、美里、錦、清泉等、私も確認をとっておりませんので、後日確認をさせていただきたいというふうに考えております。あと江南と新栄につきましては現資料館の方に両校のコーナーを設けまして、そういった校旗と校章、校歌等展示をしているスペースを設けております。そういったところで今後も光岳、緑町小等につきましてもそういった保存の仕方をきちっとしていきたいと、また過去のものにつきましても再度資料を調べた上先ほどおっしゃっておられました小清水町の例も参考にしながら資料の整理を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（田中誠君）**

前中康男君。

**○4番（前中康男君）**

閉校するという事は、施設そのものが管理する、しないという問題もありますけれど、その学校に収納されているいろんな品々も管理するのかもしれないのかということになるんですよ。例えばずっと学校の文集が例えば50年分あったと、現実にもう30年はありますからね。光岳の話をしたら失礼ですけど、図書室の中にあるだけでもすごくありますよ。じゃあ今その郷土資料室に置いておいても、いろんな部分の収納品を郷土資料館に全部収納できますか。僕は出来ないと思いますよ。なぜかといったらやはりテーマがもう難しくなって、学校としてのテーマであるならば、そういうこともこれからの話の中で検討課題として取り扱っていただければと思いますけども、そのへんどうするという部分で正直新栄、江南の収容物に対していろんな思い出の品々が本当に全部行ったのかなと僕は懐疑的にちょっと疑問な部分もあります。

今後に向けてそういったこれからの2校に対するそういう部分、検討できるのであればやはり

検討していただきたいと思いますので、その点、教育長の方からお考えをお聞かせください。

**○議長（田中誠君）**

教育長、岸本幸雄君。

**○教育長（岸本幸雄君）**

先ほど私の方から申し上げました郷土資料館への資料の保管という部分につきまして、それぞれ学校を閉校するにあたりまして学校の方またはPTAの方々ともいろいろと中の所蔵品・備品等を協議しながらこういったものを残すべきかというところも協議した中、最終的に今は資料館の方に保存しているという状況にあらうかというふうに認識しております。

確かにこの施設につきましては、今後また2校の分を収蔵するとなると手狭な部分ということがございますので、資料館全体のあり方含めて各学校のそういった資料の展示の仕方も検討しながら総合的に勘案していきたいというふうに考えておりますので、またそれぞれ学校地域とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（田中誠君）**

前中康男君。

**○4番（前中康男君）**

最後になりますけども、閉校2校そしてこれから閉校する2校という形で今回一般質問させていただきました。やはり学校というのはいろんな思い出が詰まっていますので壊すにしてもやはり大変です。またそれをどう活用するというのも大変なのかなと思っております。この閉校というのは今日本における少子高齢化社会の中でどうしても避けて通れない、そして過疎の時代の中において北海道も同じように閉校の波が押し寄せている時代かなと思っております。

たまたま、ある校長が生徒1人がいても学校は存続できるんだという話を伺ったことがありますけども、現実それはなかなか大変かなと。しかし学校としての閉校後の思い出で朽ちる学校は余り見たくないんですよ。やはりある程度の管理をされる、ある程度はきれいに解体をする。そういうような方向性を、最後町長に答弁いただきますけども学校の閉校後のあり方について2校でも時間がかかりました。またこれから2校出て同じように7年も8年もかかったら何やっているんだということになるんですけども、それだけはちょっと避けていただきたいので明確な答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（田中誠君）**

町長、櫛引政明君

**○町長（櫛引政明君）**

ただいまの御質問であります、学校の閉校という現実を踏まえながら進めていかなければならぬというふうに思っております。多くの先人先輩の皆さんがこのそれぞれの学校を築立っていたわけでありまして、本町のまちづくりにそのために一生懸命取り組んでいただいたとそうした思い出とか歴史を踏まえながらしっかりと次の世代へ継承していくのが我々の役目でもござい

ます。

そうした思いを込めながら学校の閉校にあたってのそれぞれの施設の管理運営またそれ以降の対処の仕方についても十分に検討を考慮しながら進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

特に新栄と江南については、既に6年を経過したという状況もあります。いつまでも放置することがないように適時期にしっかりとした方向性を出しながら処理をしていきたいと考えておりますし、また今後見込まれております緑それと光岳の関係につきましても地域との話し合いをまずは前段を進め、そしてその後においてどういう対応の仕方ができるか十分に検討させていただければというふうに思っております。

いずれにしても清里町の1つの歴史であります。しっかりとその経過を管理をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

#### ○議長（田中誠君）

これで前中康男君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。ここで1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

#### ●日程第9 議案第28号

#### ○議長（田中誠君）

日程第9 議案第28号 清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

#### ○総務課長（伊藤浩幸君）

ただ今上程されました、議案第28号 清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法の一部改正と整合性を図るため、清里町個人情報保護条例につきましても特定個人情報に関する規定の整備条すれ等所要の改正を行うものでございます。

それでは、別冊の審議資料によりご説明をいたしますので、審議資料を御用意いただきまして1ページをお開きください。新旧対照表によりご説明をいたします。

第2条第4号につきましては、新たに追加された番号法第26条で番号法第23条の規定が準用されることに伴う改正で、情報提供等記録の定義を明確化するものでございます。第14条第4項中の第28条を第29条に改める部分につきましては、番号法に第26条が新たに追加されたことにより、改正前の番号法の第26条から第56条までの規定が1行ずつ繰り下がりになりましたので本条例においても引用条項の条すれの対応をするものであります。

次のページ2ページをご覧ください。第16条の2につきましては番号法第31条の読替規定により個人情報の提供先等への通知先について追加の規定を加えるものであります。附則につきましては施行期日を定めるものです。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第28号 清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第10 議案第29号

○議長（田中誠君）

日程第10 議案第29号 清里町ケアハウス条例の制定を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課参与。

○保健福祉課参与（長野徹也君）

ただ今上程されました、議案第29号 清里町ケアハウス条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例につきましては現在開設準備を進めております、ケアハウスの設置に係る基本的な事項を定めるため新たに制定するものでございます。それでは審議資料の清里町ケアハウス条例をご覧ください。

条例につきましては、第1条設置から第15条委任まで、全15条の構成となっております。では、条文の概要について説明してまいります。

第1条、設置。ケアハウスの設置目的について、老人福祉法の規程に基づき家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者に日常生活上必要なサービスを提供し、もって、高齢者が健康で明るい生活を送れるようにすることを目的として設置するものとしております。

次に第2条、名称、位置及び定員名称はケアハウスきよさととしております。ひらがなできよさとと表記するのは、介護老人保健施設と合せているもので、町が設置する高齢者向け施設として統一感があり、住民の方に解りやすい名称にということでこのようにしております。位置は町内羽衣町35番地34、39番地126、39番地164、現状3つの地番にまたがっております。定員は50名としております。

次に、第3条、入居者の要件。ケアハウスに入居できるものは、として以下要件を列挙しております。1. 自炊できない程度の身体機能の低下または独立して生活するには不安が認められる者であって家族による援助が困難な者。2. 原則として60歳以上の者。ただし、60歳以上の配偶者とともに入居する者はこの限りではない。3. 日常生活を営むのに介助を必要としない者。ケアハウスではちょっとした見守り程度の支援があれば自立した生活ができる方を入居者として想定しております。4. 共同生活に適用できる者。5. 所定の利用料その他の費用を負担できる者。6. 確実な保証能力を有する身元引受人を立てられる者。

次に、第4条、入居の承認第1項で入居しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならないとしており、第2項で入居の承認に当たっては別に定める選考委員会の審査を経るものとするとしております。

次のページに行きます。第5条、入居の取り消し。町長は入居要件を満たさないと判断される時、入居許可を取り消し退去を命じることができるとしてしております。詳細については規則等で定めることとなりますが、正当な理由なく滞納があった場合、共同生活の秩序を著しく乱す場合などを想定しております。

次に第6条、利用料等。第1項で入居者は入居に係る利用料を町長に納入しなければならない。第2項で、利用料は別に定める。第3項で、特別なサービスに要する費用等はその実費を利用者の負担とするとしております。第3項につきましては、外部の介護サービスの利用について想定しております。

次に第7条、利用料等の減免または猶予。第1項で町長は次の各号に該当すると認めるときは、利用料の減免または納入を猶予することができるとしており該当する事由として、災害等入居者の責めに帰すべき事由によらず、施設の全部または一部を使用できない時また特別な事情があると町長が認めるときとしております。第2項第3項において減免及び納入猶予の期間。減免の割合は、町長が定めるとしております。

次に第8条、利用料等の還付。第1項で、町長は次の各号に該当すると認めるときは既納の利用料の全部または一部を還付することができるとしており、該当する事由として災害等入居者の責めに帰すべき事由によらず、施設の全部または一部を使用することが出来ないとき、また特別な事情があると町長が認めるときとしております。第2項において還付する額は町長が定めるとしてしております。

次に第9条、入居権の譲渡禁止。入居の承認を得た者は入居の権利を譲渡または転貸することはできないとしております。

次に、第10条、損害賠償。入居者は、故意又は重大な過失によって施設設備及び備品等に損害を与えたときはその損害を賠償し、または原状に回復する責を負わなければならないとしております。ページをめくっていただきます。

第11条、原状回復。入居者は施設の利用を終了したときもしくは退去を命じられたときは直ちにその利用に係る施設設備を原状に回復しなければならないとしております。

次に、第12条、職員施設に必要な職員を置くとしております。

次に、第13条、指定管理者による管理等。第1項で、町長は施設の運営管理上必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができるとしてしております。第2項でケアハウスの管理を指定管理者に行わせる場合における指定の手續、その他指定管理に関し必要な事項はこの条例に定めるもののほか清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

の規定によるとしております。第3項で、町長は利用料及び介護保険介護報酬等を除き、指定管理者の収入として収受させるとしてしております。

次に第14条、指定管理者が行う業務。指定管理者は、ケアハウスを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営することを原則として次の業務を行うとし、以下業務について列挙してあります。1. 入居者に関すること。2. 入居者の利用料等の徴収に関する業務。3. 施設及び設備の維持管理に関すること。4. その他町長が必要と認める業務。最後に第15条、委任。条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるとしてあります。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第29号 清里町ケアハウス条例の制定は、原案のとおり可決されました。

#### ●日程第11 議案第30号

○議長（田中誠君）

日程第11 議案第30号 平成29年度清里町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（本松昭仁君）

ただ今上程されました、議案第30号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

補正の総額は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ1億8千278万8千円を追加し、予算の総額を55億778万8千円とするものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書により御説明申し上げます。

まず初めに今回補正提案をいたします、主な事業につきましてご説明申し上げますので別冊の審議資料3ページをお開きください。補正予算の主な事業についてご説明を申し上げます。なお補正額内の上段のカッコ内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり財源につきましては事項別明細書により記載しておりますので省略させていただきます。

2款総務費、2目財産管理費、管財管理住宅解体事業につきましては老朽化により倒壊の恐れがある緑町と向陽の管財管理住宅の解体費用合わせて441万円を計上するものでございます。基金管理運用事業につきましては、平成28年度の繰越額確定に伴いまして公共施設整備基金に3千599万4千円、子ども子育て基金に8千万円を積立てるものでございます。9目総合庁舎管理費庁舎通信用機器更新事業につきましては、老朽化による通信障害の起きていた消防分署電話設備を更新するもので170万円を計上するものでございます。17目職員福利厚生費、職員単身者住宅建設事業につきましては職員住宅整備計画に基づき、今年度1棟4戸の住宅を建設するもので工事請負費、施工管理、業務委託料合わせまして5千94万8千円を計上するものでございます。18目行政情報システム管理費、光ブロードバンド管理運営事業につきましては、北電柱の建て替えに伴い、当該電柱に共架している町所有の光ケーブルの移設費用と光インターネットの新規申込者に対し、新規で町が敷設する光ケーブルの設置費用と関連する設備の設置工事でありまして合わせて278万円を計上するものでございます。

3款民生費、4目老人福祉費、ケアハウス開設準備事業につきましてはケアハウス開設にかかる事務経費でありまして関係各所への出張旅費と需用費を合わせまして106万円を計上するものでございます。次のページをお開きください。

7款土木費、1目道路橋梁費、道路橋梁指定管理委託事業につきましては当該事業の指定管理者に貸与しているショベルのプラウを修繕するもので、280万9千円を計上するものでございます。

9款教育費、1目学校管理費、緑町小学校閉校事業につきましては緑町小学校の閉校に伴う式典の実費経費で実費経費その他閉校に伴う関係経費として186万8千円を計上するものでございます。

それでは別冊の事項別明細書により説明をさせていただきますので、平成29年度補正予算に関する説明書の一般会計歳入歳出予算事項別明細書第1号、ピンク色の紙から3ページをお開きください。

歳出より申し上げますけれども、審議資料において御説明申し上げました事業につきましては説明を省略し、その他の事項を中心に御説明をさせていただきます。また特定財源の内訳につきましても記載されているところがございますので省略をさせていただきたいと存じます。なお、説明につきましては慣例により目ごととさせていただきます。

2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費1億2千40万4千円につきましては、先ほど申し上げましたので省略をさせていただきます。2目交通安全対策費、11万5千円につきましては、2名分の新任交通安全指導員の被服等の更新でございます。9目総合庁舎管理費170万円。17目職員福利厚生費5千94万8千円。18目行政情報システム管理費278万円につきましても先ほど御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。次のページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者自立支援費22万7千円は障害者自立支援給付システムを改修するものでございます。4目老人福祉費106万円につきましては、先ほど御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費280万9千円、9款教育費、1項小学校費、1目学校管理費186万8千円につきましても先ほど御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

9款教育費、4項社会教育費、1目生涯教育費87万7千円につきましては、学童保育・児童増に伴い、保育指導員1名増員の人件費を計上するものでございます。

それでは歳入についてご説明申し上げますので1ページにお戻りください。総括表にてご説明を申し上げます。

13款国庫支出金22万7千円の補正につきましては、民生費でご説明いたしました障害者自立支援給付システムの改修に係る補助金でございます。

17款繰越金1億8千256万1千円の補正につきましては前年度繰越金でございます。よって補正後の歳入予算総額は55億778万8千円となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

土木費道路橋梁の委託費の金額これショベルの修理、営繕ということで出ているわけですが、ちょっと高額になると思うんですが、その具体的内容。そして例えばショベルの年数についてお伺いをいたします。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただいまの御質問ですが修繕するショベルにつきましては、平成5年に購入した機械でございます。そして修繕の内容につきましてはマルチブラウの交換ってことで、修繕修理によってはなかなか直らない部分ということでブラウ全体の交換ということで計上しております。

○議長（田中誠君）

加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

全体の交換ということであれば、ショベルの入れ替え等の時、計画年数というのはそれを交換しても、十分そのショベルの耐用年数は可能だという判断のもとでこの理解でよろしいのか。

それともう1点、基本的には道路橋梁で5カ年の長期契約をなされている中において、この部分については通常途中での今回みたいな補正というのは営繕の場合ではどうなのかなと。むしろこれは財産取得・資産取得ということでいくんであれば、補正ということも可能なのか。この辺の解釈、指定管理にあてるときに、近年特にいろんな部分で道路橋梁の関係は年度途中で補正が非常に多い。その組み方の明瞭化っていう部分からも、この辺の統一見解の中での説明をお願い



をしたいと思います。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただ今の御質問ですが、ショベル自体につきましては、まだ当面使えるものという判断をしております。そういうショベルの前の部分の交換を今回計上しております。あと今後その交換ということですけど、それが新たなものの備品としての購入か、もしくはその修繕かという御質問だったと思うんですが、あくまでもショベル一体のもと考えて、今回修繕ってことで補正予算の方を計上させていただいております。

○議長（田中誠君）

加藤健次君。

○7番（加藤健次君）

そういう説明であれば逆にエージェントの方法もあるのかなと思うんですが、今、新しく購入するということに前の部分をするということになれば、私はショベルとの関連の中で本当に耐用年数が同時に来るのかなという部分の疑問点がちょっと残るのかなと。こういう部分においてそのきちとした形の中で当然のように更新が来た時にまだ使えるのに一体でせざるを得ないことになってしまわないか、むしろこのものについては備品扱い、財産としての登録なりっていう形をしっかりと今の時代ショベル本体だけの購入も十分可能ですし、そういういろんな環境の中から効率的な運用をぜひ考えていっていただきたいと。

○議長（田中誠君）

産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

今後のこともあると思います。今回交換しますマルチプラウ分と機械本体が同時期に壊れることは現実的にはなく、やはり年数のズレというのは生じるとは思いますが、それ含めて今後機械の修繕に関しては、ただいまいただいた意見を参考にさせていただいて修繕の方をやっていきたいと考えております。

○議長（田中誠君）

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第30号 平成29年度清里町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

●日程第12 議案第31号

○議長(田中誠君)

日程第12 議案第31号 平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(河合雄司君)

ただ今上程されました、議案第31号 平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ10万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6万8千3百5千円とするものでございます。第1条第1項につきまして、別冊の後期高齢者医療特別会計事項別明細書により後ほどご説明申し上げます。

今回の補正につきましては後期高齢者広域連合の電算システムに設定の誤りがあったため、本来納付すべき金額と異なる保険料が付加されている場合がございます。広域連合において調査の結果、清里町においては過大徴収となっていたものが5件ございましたので、今回還付すべき保険料と還付加算金について補正を行うものでございます。それでは平成29年度補正予算に関する説明書の8ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては過年度還付金として8万5千円を、還付加算金として1万8千円の合計10万3千円を増額するものであり、財源のその他につきましては北海道後期高齢者医療広域連合からの還付金であり、特定財源でございます。

歳入につきましては上段でお示ししているとおり5款諸収入、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金として8万5千円、2目還付加算金として1万8千円、合計10万3千円を増額するものであり全体が特定財源でございます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第31号 平成29年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第13 議案第32号

○議長（田中誠君）

日程第13 議案第32号 二十一号橋補修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました、議案第32号 二十一号橋補修工事請負契約の締結についてご説明いたします。本件は地方自治法の定めに基づき、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めらるるものです。

契約の目的は、二十一号橋の長寿命化を図るものです。工事の概要についてご説明いたします。本工事は、橋梁の長寿命化計画に基づきまして、町道二十一号道路の斜里川に架設されております二十一号橋の補修工事を行うものです。工事は、昨年から2カ年の計画で実施しており、2年目となる今年度は橋脚及び支障部の補修と桁部分の塗装を行い、今年度での完成を予定しております。契約の方法は指名競争入札による契約であり契約金額は5千146万2千円であります。なお、予定価格につきましては5千252万400円です。契約の相手方は清里町札弦町48番地野村興業株式会社です。なお、工期につきましては明年の1月30日となっております。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第32号 二十一号橋補修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

●日程第14 議案第33号

○議長（田中誠君）

日程第14 議案第33号 清掃センター長寿命化改修工事（焼却施設）請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、議案第33号 清掃センター長寿命化改修工事（焼却施設）請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の定めにより議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は清掃センター長寿命化改修工事焼却施設でございます。工事概要をご説明申し上げます。本事業は、清掃センターの基本能力の回復を行い、施設の延命化を図るものであり、平成25年度から5年計画で実施しており、本年度が計画の最終年度となるものでございます。機械設備では吸塵装置、炉内及び再燃焼室の耐火物ガス冷却とガス減温機、炉圧制御装置排水ポンプ等の補修、電気設備では監視盤、ダスト固化制御盤、バグフィルター制御盤及び低圧電力主監視盤の補修を実施するものでございます。契約の方法は随意契約であり、契約金額は7千419万6千円でございます。なお予定価格につきましては7千493万400円でございます。契約の相手方は荏原環境プラント株式会社北海道支店でございます。工事期間につきましては契約の翌日より平成29年12月9日を予定してございます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第33号 清掃センター長寿命化改修工事（焼却施設）請負契約の締結につ

いては、原案のとおり可決されました。

●日程第15 意見案第1号 ～ 日程第16 意見案第2号

○議長（田中誠君）

ここで議事の都合上、日程第15 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてから、日程第16 意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と30人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保拡充と就学保障に向けた意見書についてを一括議題とします。

2件について、それぞれ提出者の説明を求めます。総務文教常任委員会 委員長 勝又武司君。

○6番（勝又武司君）

総務文教常任委員会提出の意見案、第1号から意見案第2号を説明します。議会提出議案をお聞きください。

意見案第1号、地方財政の充実強化を求める意見書について。本件について地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものです。平成29年6月16日提出、清里町議会総務文教常任委員会委員長勝又武司。次のページをお聞きください。

前文を省略し少し長くなりますが、記以下の内容を説明いたします。

1. 社会保障災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度の制度や国民健康保険制度の見直しなど急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり廃止縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災減債事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行政運営に支障が生じることがないように地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な解決策の協議を進めること。同時に各種税制の廃止、減税を検討する際には自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
6. 地域財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。またこれらの財源措置について臨時一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振りかえること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。同時に地方交付税原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しな

いものとし、対象国税4税（所得税、法人税酒税、消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

次に意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と30人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保の拡充と就学保障に向けた意見書について。

本件について、地方自治法第99条の規定により別紙の通り意見書を提出するものとする。平成29年6月16日提出、清里町議会総務文教常任委員長勝又武司。

次のページをお開きください。

1. 国の責務である教育の機会均等水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また義務教育費国庫負担制度の堅持、当面義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。
2. 30人以下学級の早期実現に向けて小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また地域の特性に合った教育環境整備、教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため必要な予算の確保拡充を図るよう要請する。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保拡充を行うよう要請する。
4. 就学援助制度奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保拡充を図るよう要請する。
5. 働き方改革の一環である長時間労働の是正において教職員の多忙と超勤の実態解消に向けたより実効ある対策を早期に実現するよう要請する。
6. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃が実現するよう要請する。
7. 教育諸課題の解決に向けて人材確保の確保が重要である。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件給与水準を改善するよう要請する。以上です。

○議長（田中誠君）

これから、2件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。この意見案2件については、討論を省略し採決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから意見案第1号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり決定されました。

○議長（田中誠君）

これから、意見案第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と30人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保拡充と就学保障に向けた意見書については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

ただいま可決されました2件の意見書の提出先、並びに内容の字句等については、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先、並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

●日程第17 意見案第3号

○議長（田中誠君）

日程第17 意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会 委員長 前中康男君。

○4番（前中康男君）

産業福祉常任委員会提出の意見案第3号を説明します。

意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について。本件について地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成29年6月16日提出、清里町議会産業福祉常任委員会委員長前中康男。次のページをお開きください。

前文を省略し記以下の内容を読み上げます。

1. 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1千円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本最高戦略」さらには、「日本一億総活躍プラン」を十分に尊重し経済の自立的成長の実現に向けて、

最低賃金を大幅に引き上げること。

2. 設定する最低賃金は経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額896円）を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。以上です。

○議長（田中誠君）

これから、質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採択したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから意見案第3号を、採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の提出先、並びに内容の字句等については、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任することに決定しました。

●日程第18 発議第1号

○議長（田中誠君）

日程第18 発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。



本件については、記載のとおりの内容で、議員の派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、本件については、原案のとおり派遣することに決定しました。

○議長(田中誠君)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回 清里町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 1時49分